

令和5年度 「職員の給与改定について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和5年10月4日から令和5年12月27日まで 14回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
令和5年(2023年)給与改定	<p>人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告を踏まえた給与改定を行う。</p> <p>給料表について、神奈川県の新設給料表に準拠し増額改定する。 【適用日】令和5年(2023年)4月1日</p> <p>職員の給料表の改定に合わせ、会計年度任用職員の給料表について増額改定する。 【施行日】令和5年(2023年)4月1日</p> <p>職員の期末勤勉手当について支給割合を増額改定する。 ・一般の職員 4.40月分→4.50月分 ・定年前提任用短時間勤務職員 2.30月分→2.35月分 【適用日等】令和5年度(2023年度)は令和5年(2023年)12月1日に適用し、令和6年度(2024年度)は令和6年(2024年)4月1日に施行する。</p> <p>特定任期付職員の給料表について増額改定する。 【適用日】令和5年(2023年)4月1日</p> <p>特定任期付職員の期末手当について支給割合を増額改定する。3.30月→3.40月 【適用日等】令和5年度(2023年度)は令和5年(2023年)12月1日に適用し、令和6年度(2024年度)は令和6年(2024年)4月1日に施行する。</p> <p>会計年度任用職員の期末手当について支給割合を増額改</p>	<p>定年前提任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の支給率も常勤と同等にして欲しい。</p> <p>給料表が全体的に増額改定されたことは評価するが物価上昇に追いついていない級号給が多い、人事院勧告や神奈川県人事委員会勧告のとおりなのは理解するが、市として目指すべきところを定めて欲しい。</p>	<p>市の提案どおりとする。</p> <p>今後、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則別表3、4の適用を受ける職についての報酬額について、他市や社会情勢等も踏まえながら検討する。</p>

定する。2.40月→2.45月
勤勉手当について令和6年
度から支給を開始する。

2.05月

【適用日等】期末手当の支給割
合は令和5年12月1日に適用
し、勤勉手当は令和6年4月1
日から適用する。